

議案第九十三号

町道恋谷線恋谷橋架換工事（上部工）請負契約の締結についての

議決の一部変更について

次のとおり町道恋谷線恋谷橋架換工事（上部工）請負契約の締結についての議決（昭和六十一年三月二十二日）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年十月八日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年拾月八日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

四 契約金額中「四一、五〇〇、〇〇〇円」を「四四、〇四九、五六七円」に改める。